

第2回 船舶管理会社に関する新たな制度検討会 議事概要

- ・日時:平成29年11月24日(金) 14:00~16:00
- ・場所:国土交通省2号館15階海事局会議室

- 内航海運において、安全第一を大前提とした船舶管理制度を構築していくに当たり、船舶管理会社がどのように管理をし、どのように評価されているのかを開示する仕組みとすることが重要ではないか。
- 内航海運の枠組みにおいて船舶管理の品質に係る評価を行うことが重要と考える。既にある船舶管理会社に係るガイドラインも踏まえ、船舶管理機能が業界全体に良い効果をもたらすような制度設計とすべきではないか。
- 登録制度の構築においては、安全品質の確保と、登録の有効期間や遵守事項といった登録要件とのバランスを踏まえて、検討することが重要ではないか。
- 外航海運では、ISMコードが船舶管理会社の質を表している実態が定着している。他方、内航海運における登録制度については、これから制度を創設する段階であること、内航と外航の異なる状況等を踏まえ、慎重に検討していく必要があるのではないか。
- 船舶管理は、外航海運の世界では、「船員配乗・雇用管理」「船舶保守管理」「船舶運航実施管理」の三位一体として有効に機能していることを踏まえ、制度設計を考えてはどうか。
- 登録に係るインセンティブは登録制度活用の呼び水としては意味のあることと考えるが、同時に、これからも船主業で管理も含めて頑張っていこうと考えている者へのインセンティブも考えていく必要があるのではないか。
- 本登録制度のような、行政における新たな制度設計においては、事業の現状を踏まえて少し先を見据えた仕組みとすることが重要ではないか。なお、告示で規定する制度は、法律で規定する制度からは、概念上は、独立した制度として存立することとなる点に留意する必要がある。

(以上)